平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	6 —	1	府省庁名 内閣府					
対象	税目	個。	人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (地方消費税)					
要望 項目名		地	地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設(新設)					
要望		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)						
(概								
		7	なお、上記の要望内容については、国家戦略特区における特例措置として位置付ける可能性もある。					
<u></u>	7	^	γ^{-1}					
関係:	条文	;	消費税法第8条					
減 見辺		_	初年度] ▲242 (—) [平年度] ▲242 (—) 改正増減収額] — (単位:百万円)					
要望	理由		1)政策目的 総合特別区域法の趣旨に基づき、地域の知恵と工夫を最大限生かすことにより、地域資源を最大限活用 した地域力の向上を図る。					
		7	2)施策の必要性 地域の特色ある産業の育成や地域的・社会的課題の解決を図り、日本再生のモデルとして国内に広く波 及するような技術開発やビジネスモデルを生み出すために、実効税率を低減する環境を整備する必要があ る。					
本要								
紹洞								
			\\ \s^\circ\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \					

政策の 達成目標		ひを仕てにわけ	
政策の 達成目標		る政策目的の位	
置等の適用又は延長期間	合理性		「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現」が規定され、2013 年までに実現すべき成果目標として、「訪日外国人旅行者 1000 万人、2030年に3000万人超を目指す」と規定されている。
同上の期间中 の達成目標 会の実現」が規定され、2013 年までに実現すべき成果目標として、「訪日外国人旅行者 1000 万人、2030 年に 3000 万人超を目指す」と規定されている。 総合特区制度による国と地方の協議を経て、213 提案が実現する見込みがたった。 政策目標の 達成状況		置等の適用又	2年間
政策目標の 達成状況 年間 301 万人の適用があると想定。 なお、具体的には次の3特区から要望あり。 ア)京都市地域活性化総合特区 1,010,000 件/年 イ)国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 1,890,000 件/年 ウ)九州アジア観光アイランド特区 105,000 件/年 要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性) 当該要望項目 中の 25 年 6 月 14 日閣議決定)において 2013 年までに実現すべき成果目標として、「訪日外国人旅行者 1000 万人、2030 年に 3000 万人超を目指す」と規定されている。 本特例措置を講ずることにより、訪日外国人旅行者の増加が見込まれると共に、旅行先における外国人旅行者の消費が拡大し、地域の活性化が図られる。			「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現」が規定され、2013 年までに実現すべき成果目標として、「訪日外国人旅行者 1000 万人、2030年に3000万人超を目指す」と規定されている。
フ)京都市地域活性化総合特区 1,010,000 件/年 イ)国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 1,890,000 件/年 ウ)九州アジア観光アイランド特区 105,000 件/年 要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性) 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において2013年までに実現すべき成果目標として、「訪日外国人旅行者1000万人、2030年に3000万人超を目指す」と規定されている。 本特例措置を講ずることにより、訪日外国人旅行者の増加が見込まれると共に、旅行先における外国人旅行者の消費が拡大し、地域の活性化が図られる。 地域活性化総合特区税制			総合特区制度による国と地方の協議を経て、213 提案が実現する見込みがたった。
大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	効		
要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性) して、「訪日外国人旅行者 1000 万人、2030 年に 3000 万人超を目指す」と規定されている。 本特例措置を講ずることにより、訪日外国人旅行者の増加が見込まれると共に、旅行先における 外国人旅行者の消費が拡大し、地域の活性化が図られる。 地域活性化総合特区税制			1,010,000 件/年 イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 1,890,000 件/年 ウ) 九州アジア観光アイランド特区
イ		効果見込み	
		有効性)	
以外の税制上の ・出資に係る所得控除:社会的課題解決に資する事業を行う中小企業に対して個人が出資した場合 支援措置 に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除	相当性	以外の税制上の	・出資に係る所得控除:社会的課題解決に資する事業を行う中小企業に対して個人が出資した場合
		の要求内容	
		の措置等と 要望項目との	内閣総理大臣による認定を受けた「地域活性化総合特別区域計画」に記載された事業に対し、 上記の財政措置及び要望税制措置等を一体として支援。
要望の措置の ことができる税制措置を講じることが効率かつ効果的であり、また、総合特別区域法の趣旨で			訪日外国人旅行者の増加を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効率かつ効果的であり、また、総合特別区域法の趣旨である、地域の知恵と工夫を最大限生かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上につながる。
		ページ	6-1—2

税負担軽減措適用実績	昔置等の	_
「地方税」 税負担軽》 の適用状況 する報告語 おける適用	域措置等 兄等に関 書」に	_
税負担軽減抗用による効果しての有効性	具 (手段と	
前回要望時の達成目標)	
前回要望時か 達成度及び目 達していない 由	標に	
これまでの要	至望経緯	
	ページ	6-1—3